

鳥取大学保健管理センターにおける医薬品管理のための指針

鳥取大学保健管理センター運営委員会

令和5年11月22日承認

1. 医薬品の安全管理体制の確保

鳥取大学保健管理センター（以下「センター」という）に医薬品の安全使用を確保するための責任者として「医薬品安全管理責任者」を設置し、以下の者が担当する。

鳥取地区：保健管理センター看護職

米子地区：保健管理センター米子分室看護職

*看護職は常勤の保健師又は看護師を示す。

2. 医薬品安全管理責任者の業務

主に以下に掲げる業務を医療安全管理者の指示の下に行う。

- (1) 医薬品の安全使用のための業務手順書の作成・周知及び必要に応じた業務手順書の見直し
- (2) 医薬品の安全使用のための研修の実施
- (3) 医薬品の業務手順に基づく業務の実施の管理
- (4) 使用のために必要となる情報の収集及び医薬品の安全確保を目的とした改善のための方策の実施

3. 医薬品の安全使用のための業務手順書

センターにおける医薬品の安全使用のための業務手順書を定める。

4. 医薬品の安全使用のための研修

「鳥取大学保健管理センターにおける医療安全管理指針」の「4. 医療安全管理のための研修に関する基本方針」に準じて実施する。

特に、新たな医薬品を採用する際は研修を行い、既に使用している医薬品であっても、安全使用に際して知識の習得・確認が必要と考えられる医薬品に関しては研修を行う。

5. その他

- (1) 本指針は、センター教職員がいつでも確認できるよう良好な状態で保管され、日々活用されるものとする。
- (2) 本指針は、必要に応じて改正を行う。

(3) 平成23年4月1日作成「鳥取大学保健管理センター医薬品の安全管理体制」は廃止する。